大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から４月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から４月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和８年８月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ御殿場新橋店　　御殿場市新橋986－１ほか

２　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社　　浜松市中央区篠ヶ瀬町1295－１　　代表取締役　作道政昭

３　変更事項

⑴　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

項　目	変更前	変更後
開店時刻及び閉店時刻	７：00～21：50	７：00～23：30
駐車場を利用できる時間帯	６：30～22：00	６：30～０：00

４　変更年月日

令和８年10月１日

５　届出年月日

令和８年７月31日